

天平十八年正月、白雪多く零り、地に積むこ
と数寸なり。ここに左大臣 橘卿、大納言藤
原豊成朝臣また諸王諸臣たちを率て、太上天
皇の御在所中宮の西院に参入り、仕へ奉りて雪
を掃く。ここに詔を降し、大臣参議併せて
諸王等は、大殿の上に侍はしめ、諸卿大夫等
は、南の細殿に侍はしめて、則ち酒を賜ひ肆
宴したまふ。勅して曰く、「汝ら諸王卿たち、
聊かにこの雪を賦して、各その歌を奏せよ」
とのりたまふ。

左大臣 橘 宿禰、詔に应ふる歌一首

三九二二番

降る雪の 白髪までに 大君に 仕へ奉れば
貴くもあるか

紀朝臣清人、詔に应ふる歌一首

三九二三番

天の下 すでに覆ひて 降る雪の 光を見れば
貴くもあるか

紀朝臣男梶、詔に应ふる歌一首

三九二四番

山の峡 することも見えぬ 一昨日も 昨日も今日
も 雪の降れば

葛井連諸会、詔に应ふる歌一首

三九二五番

新しき 年の初めに 豊の稔 しるすとならし
雪の降れるは